

外為法の対内直接投資の 事前届出手続きの流れ

制度調査部
金本 悠希

審査期間は30日～5ヶ月

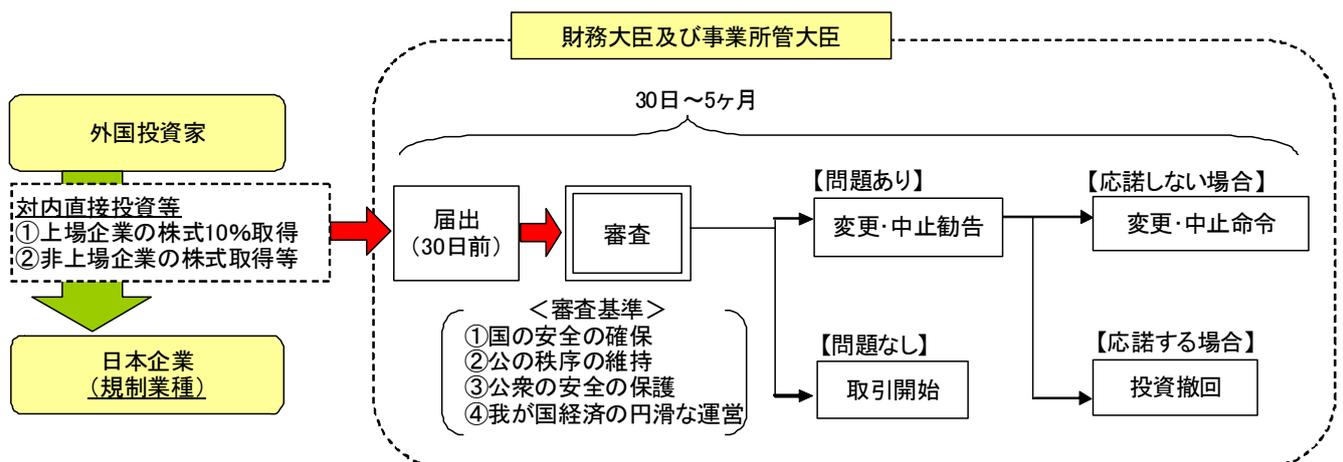
【要約】

- 外為法は、一部の業種について、外国投資家が上場会社株式を10%以上取得する際に事前届出を義務付けており、審査の結果必要などときには、投資内容の変更・中止が勧告・命令される場合がある。
- 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、公衆の安全の保護に支障を来す事態や、日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態が生ずるおそれがある場合等に審査が行われる。
- 届出を行った場合、外国投資家は原則として届出から30日間投資が禁止される。投資が禁止される期間は、事業所管大臣等が必要と認めるときは4ヶ月間まで、さらに関税・外国為替等審議会が申出た場合は届出から5ヶ月間まで延長される。

外為法の事前届出義務¹

(1) 事前届出義務

○外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）は、安全保障などの観点から、一部の業種について、外国投資家が対内直接投資等を行う際に事前届出を義務付けている。そして、審査の結果必要な場合には、関税・外国為替等審議会の意見を聴いた上で、投資内容の変更又は中止を勧告・命令できる（外為法26条、27条）。



(出所)経済産業省HP「外国為替及び外国貿易法に基づく対内投資規制の見直しについて 説明会資料」を一部修正して加筆

○事前届出義務が課される対内直接投資等にはさまざまなものがあるが、上場会社に関しては、取得

¹ 拙稿「対内直接投資等の規制の見直し①」（2007年9月28日付DIR制度調査部情報）、「対内直接投資等の規制の見直し②」（2007年9月28日付DIR制度調査部情報）参照。



後に発行済株式の10%以上を取得することとなる場合等²が対象に含まれる（外為法26条2項3号、対内直接投資等に関する政令（以下、直投政令）2条5項）。

(2) 審査基準

○外国投資家³は、対内直接投資等のうち一定のものを行おうとするときには、あらかじめ⁴、財務大臣及び事業所管大臣に届出⁵しなければならないと定められている（外為法27条1項）。

○その際、外国投資家は、届出受理日（原則として、届出日と同日）から原則として30日間⁶は対内直接投資等を行ってはならない（外為法27条2項）。

○財務大臣及び事業所管大臣は、その対内直接投資等に対して、以下のいずれかの事態を生ずるおそれがあるかどうか審査する必要があると認めるとき等⁷は、審査を行う（外為法27条3項）。

- ①国の安全を損なう事態
- ②公の秩序の維持を妨げる事態
- ③公衆の安全の保護に支障を来す事態
- ④我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態

○その際、財務大臣及び事業所管大臣は、対内直接投資等を行ってはならない期間を4ヶ月まで延長できる（外為法27条3項）。

(3) 変更・中止勧告

○財務大臣及び事業所管大臣は、審査の結果、届出された対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当する場合は、関税・外国為替等審議会の意見を聞いて、届出者に対し、対内直接投資等の内容の変更・中止を勧告することができる（外為法27条5項）。

○関税・外国為替等審議会が、届出から4ヶ月以内に意見を述べるのが困難である旨を申し出た場合、外国投資家は、届出受理日から5ヶ月間対内直接投資等を行ってはならない（外為法27条6項）。

○変更・中止の勧告を受けたものは、その勧告を受けた日から10日以内に、勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない（外為法27条7項）。

² 上記のほか、1年超の一定金額の貸付などが含まれる。注1文献参照。

³ 外国投資家以外の者が、外国投資家のために外国投資家の名義によらないで対内直接投資等に相当するものを行う場合は、その者を外国投資家とみなす（外為法27条13項）。

⁴ 対内直接投資等をする日の前3ヶ月以内に行わなければならない（直接投資等に関する政令（以下、直投政令）3条3項）。

⁵ 日本銀行を経由して行う（直投政令10条1項）。外国投資家が非居住者個人・外国法人等である場合は、居住者である代理人が行わなければならない（直投政令3条4項）。

⁶ 財務大臣及び事業所管大臣は期間を短縮できる。

⁷ 財務大臣の許可が必要な資本取引に当たる場合等が含まれる。

○勧告を応諾する旨の通知をした場合、その勧告に従って対内直接投資等を行わなければならない（外為法 27 条 8 項）。

(4) 変更・中止命令

○勧告を応諾するかしないかを通知しなかった場合、又は勧告を応諾しない旨の通知をした場合は、財務大臣及び事業所管大臣は、対内直接投資等の内容の変更又は中止を命ずることができる（外為法 27 条 10 項）。

(5) 審査期間

○以上をまとめると、審査期間は以下のようになる。

【原則】 届出から 30 日間

⇒財務大臣・事業所管大臣が必要と認める場合：届出から 4 ヶ月間まで延長可能

⇒さらに、関税・外国為替等審議会が申出た場合：届出から 5 ヶ月間まで延長可能